

知的障がい編

障がい福祉サービスガイド
(簡易版)

芽室町健康福祉課障がい福祉係

<サービス一覧表> ○～該当 △～一部該当する場合がある ×～該当しない

制 度		療育手帳	
		A	B
		重 度	中 度・軽 度
医 療	重度医療	○	×
	後期高齢者医療制度の特例分（65～74歳）	○	×
	治療用装具	○	△
年 金・手 当	国民年金（障害基礎年金）	○	△
	特別児童扶養手当（20歳未満）	○	△
	障害児福祉手当（20歳未満）	△	×
	特別障害者手当（20歳以上）	△	×
	児童扶養手当	○	×
福 祉 サ ー ビ ス	日常生活用具の給付等	△	△
	障がい福祉サービス	△	△
	地域生活支援事業	△	△
施 設	施設の種類	△	△
	入所・通所の手続方法等	△	△
	入所等に要する費用	△	△
交 通 機 関 の 運 賃 割 引	JR列車の旅客運賃割引	○	○
	JR・十勝・拓殖バスの運賃割引	○	○
	タクシー運賃の割引（1割引）	○	○
	フェリーの旅客運賃割引	○	○
	航空運賃の割引	○	○
	有料道路通行料金の割引	○	×
	施設等通所交通費助成	○	○
税 の 控 除 ・ 減 免	所得税 障害者・特別障害者控除	○	○
	町民税 障害者・特別障害者控除	○	○
	自動車税（種別割・環境性能割）の免除	○	○
	軽自動車税（種別割・環境性能割）の免除	○	○
	利子の非課税	○	○

○～該当 △～一部該当する場合がある ×～該当しない

制 度		療育手帳	
		A (重度)	B (中度・軽度)
税の控除・減免	相続税の控除	○	○
	贈与税の非課税	△	△
	NTT電話番号案内無料措置	○	○
	NHK放送受信料半額免除 (世帯主が障がい者の場合)	△	×
	NHK放送受信料全額免除	△	△
住宅	住宅金融公庫の割増貸付	○	×
保育・訓練・教育	障がい児保育		集団生活が可能な児童が対象
	訓練	児童発達支援事業	発達に支援が必要な児童
		放課後等デイサービス事業	
		芽室町発達支援センター	芽室町にお住まいの児童ならびに保護者・家族
教育	特別支援学級	教育支援委員会が状況を把握し、教育委員会が適切な進路指導を行います。	
雇用促進	職業相談・職業紹介		公共職業安定所に相談してください。
	職場適応訓練		
	各種援助制度、貸付制度		
その他	道立美術館・観覧料の免除	○	○

※サービスの概要については次ページ以降をご覧ください。

※なお、次ページ以降で問合せ先が書かれていないサービスの問合せ先は全て、**健康福祉課障がい福祉係**となります。

サービス一覧のとおり、障がいの程度（A、B）によって、申請できるサービスは異なります。

「手帳を交付されたが、どのサービスに該当になるかどうか分からない…」など、サービスの詳細を知りたい場合は、

健康福祉課 障がい福祉係へ

<問合せ先>

芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係

芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

TEL62-9723 FAX62-0121

メール h-fukushi@memuro.net

ご相談ください。また、担当係が分からない場合も、ご連絡いただければ担当係をご案内しますので、お気軽にご相談ください。

<サービスの概要>

◎相談の窓口

障がいのある方の相談は、年齢や内容によって窓口が異なります。主な相談窓口は、次のとおりです。

<18歳未満>

- ・心身障がい児に関する相談
- ・療育・発達支援の相談

→芽室町役場子育て支援課子育て支援係
(役場庁舎1階4番窓口)

TEL62-9733 (内線 166・167)

- ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業
- ・療育の指導

・施設入所・通所等の手続き、他
→芽室町発達支援センターちいむ
(子育て支援課発達支援係)

芽室町東6条南4丁目1番地
TEL62-3159

- ・障がい児保育
- ・特別児童扶養手当の申請

→芽室町役場子育て支援課児童係
(役場庁舎1階4番窓口)

TEL62-9733 (内線 172・173)

- ・知的障がいの判定

→帯広児童相談所 TEL22-5100

- ・知的障がい者に関する各種相談
- ・療育手帳の申請受付・交付等
- ・重度心身障害者医療費助成
- ・日常生活用具の給付等
- ・障害児福祉手当の申請

→芽室町役場健康福祉課障がい福祉係
(役場庁舎1階2番窓口)

TEL62-9723 (内線 133・134)

<18歳以上>

- ・知的障がい児に関する各種相談
- ・療育手帳の申請受付・交付等
- ・重度心身障害者医療費助成
- ・日常生活用具の交付等
- ・特別障害者手当の申請 (20歳以上)
- ・施設入所・通所等

→芽室町役場健康福祉課障がい福祉係
(役場庁舎1階2番窓口)

TEL62-9723 (内線 133・134)

- ・障害基礎年金の申請 (20歳以上)

→芽室町役場住民税務課住民窓口係
(役場庁舎1階1番窓口)

TEL62-9722 (内線 131・128)



◎療育手帳の交付申請

療育手帳の交付を受けることにより、一貫した指導や相談を受けることが出来るほか、年金や手当、医療費の助成などの各種援助、税金の控除などの制度を利用することができます。

療育手帳の交付を受けるにはまず、どのような障がいの状態にあるか判定を受けなければなりません。

※18歳未満の児童は児童相談所で、18歳以上の方は年4回、帯広市で行われる北海道立心身障害者総合相談所による巡回相談で判定を受けます。

◎療育手帳の交付までの流れ

<18歳未満>

療育手帳の交付を受けるため、保護者が児童相談所へ判定を依頼する。



保護者と同伴の上、判定を受ける。



判定終了後、町健康福祉課へ療育手帳の申請を行う。



療育手帳が町健康福祉課へ届く。



町健康福祉課から申請者へ療育手帳を郵送する。
※療育手帳を受け取るまでに約1～2カ月かかります。

<18歳以上>

保護者等が町健康福祉課へ相談。町職員が本人と保護者等に対する聞き取りをし、調査書を作成する。



町健康福祉課から道立心身障害者総合相談所へ巡回相談による判定を依頼する。



保護者等同伴のもと、巡回相談による判定を受ける。



判定終了後、町健康福祉課へ療育手帳の申請を行う。



療育手帳が町健康福祉課へ届く。



町健康福祉課から申請者へ療育手帳を郵送する。

※療育手帳を受け取るまでに約2～3カ月かかります。

◎療育手帳の交付申請等

<申請に必要なもの>

・写真1枚（縦4cm×横3cm）

※再交付申請・住所等の変更申請の場合は、この他に、今お持ちの療育手帳が必要で写真は不要です。

◎療育手帳の判定

療育手帳には次の判定区分があります。

A判定 ～ 障がい程度：重度

（おおむねIQ35以下で日常生活に介助を必要とする）

B判定 ～ 障がい程度：中度または軽度

（中度 ～ おおむねIQ50以下）

（軽度 ～ おおむねIQ75以下）

重度心身障害者医療費助成制度

重度の障害者（療育手帳A判定）のための医療費助成制度です。病院等で診療を受けた際にかかった医療費（保険診療による自己負担額）を助成します。申請により、受給者証が発行され、受給者証を医療機関で提示すると自己負担額がなしまたは1割負担になります。（世帯の課税状況等による）

ただし、入院時の食事代など保険適用外のものとは助成対象となりません。

<申請に必要なもの>

・障害者手帳 ・印鑑 ・健康保険証
※他市町村から転入された方は住民税課税額・所得の確認ができる書類



満 65 歳～74 歳の後期高齢者医療

(役場庁舎 1 階 4 番窓口)

TEL62-9733(内線 172・173)

(後期高齢者医療制度の特例分)

満 65 歳～74 歳の方で一定の障がいのある方(療育手帳 A 判定)は、医療費の軽減を図るため、後期高齢者医療制度に加入することができます。制度の詳しい内容についてはお問い合わせください。

<申請に必要なもの>

- ・障害者手帳
- ・健康保険証

【問合先】 芽室町役場健康福祉課国保医療係
(役場庁舎 1 階 2 番窓口)

TEL62-9723(内線 136・137)

障害年金

障がい者になった場合、障害基礎年金(国民年金)や障害厚生年金等の支給対象となる場合があります。通院している(していた)病院によっては、専門員が配置されている場合もあります。病院への相談もお勧めします。詳しくは、障害が発生した年月日、障害の状況や病名等を確認の上、下記までお問い合わせください。

【問合先】 日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西 1 条南 1 丁目) TEL65-5002

特別児童扶養手当・児童扶養手当

20 歳未満の障がい児を養育している保護者(父または母)に特別児童扶養手当が支給される場合があります。また、夫婦のうち、夫または妻が重度の障がい者となった場合、その配偶者が児童扶養手当を受けられる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【問合先】 芽室町役場子育て支援課児童係

障害児福祉手当

重度の障がいのある児童が受給できます。対象は最重度(IQ20 以下)の知的障害と診断された方、重度の知的障害(IQ35 以下)と診断された方で他に重度の身体障害(1・2 級)をお持ちの方です。

<申請に必要なもの>

- ・所得状況届(所定の様式)
- ・身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ・印鑑
- ・診断書(所定の様式)または判定書(児相)
- ・特別児童扶養手当決定通知書(受給している場合)
- ・住民票(世帯全員のもの)
- ・戸籍謄本(世帯全員のもの)
- ・銀行口座(本人のもの)
- ・所得課税証明(転入された方のみ)

特別障害者手当

重度の障がい重複している方が受給できます。対象は、IQ20 以下でかなりの介助を要する方、IQ35 以下で他に重度の身体障害者の障がいがあり、かなりの介助を要する方などです。

<申請に必要なもの>

- ・所得状況届(所定の様式)
- ・身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ・印鑑
- ・診断書(所定の様式)または判定書(児相)
- ・特別児童扶養手当決定通知書(受給している場合)
- ・住民票(世帯全員のもの)
- ・戸籍謄本(世帯全員のもの)



- ・銀行口座（本人のもの）
- ・所得課税証明（転入された方のみ）

障がい福祉サービス

在宅で訪問を受けたり（居宅介護など）、施設へ通所したり（生活介護など）、施設・グループホームに入所したり（施設入所支援など）、福祉的就労をしたり（就労継続支援）など、障がいの状態に応じて様々なサービスがあります。サービスを利用するには、申請をし、支給決定を受ける必要があります。サービスの自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

施設の種類の種類

<18 歳未満>

- ・知的障害児施設
施設入所が必要な知的障がい児が入所できます。ここでは児童を保護するほか自活に必要な知識や技能などを教えています。
- ・知的障害児通園施設
知的障がい児が自宅から通うことができます。児童の自活に必要な知識や技術などを教えています。
- ・重症心身障害児施設
重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している児童が入所できます。ここでは児童を保護し、治療及び日常生活の指導などを行っています。

【問合せ先】 帯広児童相談所
（帯広市東 1 条南 1 丁目 1-2）
TEL22-5100

地域生活支援事業

障がい者（児）が自立した生活を送れるよう

支援するための事業です。日中の活動の場を提供する「日中一時支援」・外出を支援するための「移動支援」など、様々なサービスがあります。サービスの自己負担は原則 1 割ですが、所得に応じた自己負担限度額があります。

J R 運賃の割引



乗車券購入の際に療育手帳を提示することで、運賃が割引となります。
療育手帳 A 判定：介護者同伴の場合、旅行キロ数に関係なく、障がい者、介護者ともに 5 割引。
療育手帳 B 判定：旅行キロ数 100 km 以上の場合に限り、障がい者のみ 5 割引。
【問合せ先】 芽室駅 TEL62-2010 帯広駅みどりの窓口 TEL23-8176 ほか

バス運賃の割引



基本的には、乗車券購入時に療育手帳を提示すると、手帳所持者は 5 割引（療育手帳 A 判定の方のみ介護者も含む）、定期券購入の場合は 3 割引となります。障がい者が単独で乗車する場合、対象とならない場合もあります。また、バス会社により多少異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。
【問合せ先】 十勝バス TEL37-6500 拓殖バス（帯広駅バスターミナル）TEL26-3636 ほか

有料道路（高速道路）通行料金の割引

有料道路など通行する時、重度の知的障がい者（児）（療育手帳 A 判定）が乗車し、その移動のために、介護者が自動車を運転する場合、通行料金の割引を受けることができます。

<申請に必要なもの>

- ・療育手帳
- ・運転免許証
- ・車検証

※ETCを利用する場合、上記に加えて、ETCカード（障がい者本人名義（18歳未満の場合は保護者）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ証明書等）。



タクシー運賃の割引



乗車時に、療育手帳を提示することで、タクシーのメーター表示額の10%が割引されます。

【問合先】 各タクシー会社 こばとハイヤー
TEL34-5810 ほか

航空旅客運賃の割引

12歳以上の知的障害者が、定期航空路線の国内線を利用する場合に割引されます。（療育手帳A判定の方のみ介護者も割引されます。）なお、知的障がい者本人、介護者はともに12歳以上であることとされていますが、手帳の交付を受けている方が小児（3歳以上12歳未満）で他の運賃で利用している場合にも、介護者は割引が適用されます。

なお、航空会社各社において独自のサービスを実施しており、対象範囲や割引率は航空会社によって異なるので、それぞれの搭乗券購入窓口でご確認ください。

必ず事前に、振興局で療育手帳に割引証明の印を受け、航空券購入及び搭乗手続きの際に手帳を提示してください。（手帳交付時に押印済の場合もありますのでご確認ください。）

【問合先】 搭乗券購入窓口等

在宅心身障害者等通院通所交通費助成

自立更生と社会参加への訓練並びに治療を行うための施設及び医療機関へ通院・通所する在宅の方に対し、交通費の一部を助成しております。

区 分	内 容
対 象 者	・町内在住の知的障害者・障害児・特定疾患患者等
実 施 施 設	・就労移行・継続支援事業所、地域活動支援センター ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、リハビリを受けられる医療機関 ・特定疾患の治療を受けられる医療機関
交 付 基 準	・施設に通所する交通費用（いずれも片道2km以上対象） ・公共交通機関（汽車、バス等）を利用する場合は実費（特別急行料金は含まれません） ・自家用車を利用の場合は管内に限り1kmにつき当該年度の4月1日現在の室町ガソリン購入単価の10分の1
そ の 他	申請には事業所・医療機関等の証明書が必要となります。
申 請 期 間	4月10日、7月10日、10月10日、1月10日までの4期

税の控除・減免など

・所得税・町道民税の障害者控除

知的障がい者（児）又はその者を扶養している方の年間所得から一定額が控除されます。控除額は障がいの程度や扶養の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。

【問合先】 芽室町役場住民税務課住民税係

(役場庁舎 1 階 0 番窓口)

TEL62-9722 (内線 115・116)

・自動車税(種別割)の免除

知的障がい者や生計を同じくする方が所有する普通乗用車について、「自動車税(種別割)」が免除されます。

・自動車税・軽自動車税(環境性能割)の免除
知的障がい者や生計を同じくする方の普通乗用車、軽自動車を取得した時にかかる「自動車税(環境性能割)」、「軽自動車税(環境性能割)」について免除されます。

・軽自動車税(種別割)の免除

知的障がい者または、知的障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車について、障がいの等級に応じて、「軽自動車税(種別割)」が免除されます。

▶自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)に関すること

【問合先】 十勝総合振興局納税課収納管理係
(帯広市東 3 条南 3 丁目) TEL26-9038

▶軽自動車税(種別割)に関すること

【問合先】 芽室町役場住民税務課住民税係
(役場庁舎 1 階 0 番窓口)

TEL62-9722 (内線 115・116)

・相続税・贈与税の特例

特例を受けることができる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【問合先】 国税相談専用ダイヤル
TEL0570-00-5901

NHK放送受信料の半額・全額免除

重度の知的障がい者(療育手帳 A 判定)の方が世帯主かつNHKの受信契約者である場合や、療育手帳をお持ちの方がいる世帯の全員が住民税非課税の場合に、受信料が半額・全額免除されます。

〈申請に必要なもの〉



・障害者手帳 ・印鑑

※収入に関する証明書が必要な場合もあります。

障がい者の雇用促進

障がい者の雇用促進のために、企業の求人開拓、職業相談、職業紹介、職業訓練の紹介などを行っています。

また、障害をお持ちの方の就労に向けた相談を受け、地域での職業生活に向けた支援を行っています。

【問合先】 ハローワーク帯広(公共職業安定所)(帯広市西 5 条南 5 丁目) TEL23-8296
十勝障がい者就業・生活支援センターだいち
(帯広市西 6 条南 6 丁目 3) TEL24-8989

障がい児の保育・療育

町内の全保育所において、心身に障がいがあり、集団保育が可能なお子さんの受入を行います。また、発達支援センターにおいて、発達支援を要する児童やその家族の相談、療育支援を行います。

【問合先】 芽室町役場子育て支援課児童係
(役場庁舎 1 階 4 番窓口)

TEL62-9733 (内線 172・173)
芽室町発達支援センターちいむ
(子育て支援課発達支援係) 芽室町東 6 条南
4 丁目 1 番地 TEL62-3159

災害時要配慮者支援体制整備事業

災害時に自力での避難・移動が困難な方に対して、身近な地域の中で安否確認、避難支援を受けられることができる体制を整備し、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを行っています。

申請された方には町が調査を行い、調査結果を要配慮者登録台帳に登録し、民生委員や消防署、役場の災害担当係で共有し、災害時・緊急時に活用します。

随時受付していますので、登録を希望する方は下記までお申込みください。

【問合先】 芽室町役場健康福祉課社会福祉係
(役場庁舎1階2番窓口)

TEL62-9723 (内線 135・137)

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマークは外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう作成されたマークです。

ヘルプカードは緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいのある方などが普段身につけておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードです。



芽室町役場健康福祉課窓口で配布していますので、必要な方はお申し出ください。

道立美術館観覧料の免除

来館時に療育手帳を提示することで、道立美

術館の観覧料が無料となります。

【問合先】 北海道立帯広美術館 (帯広市緑ヶ丘2番地) TEL22-6963 ほか

携帯電話の割引サービス

料金が割引となる場合があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

【問合先】 各携帯電話会社



知的障害者相談員

町内には知的障がい者相談員が配置され、知的障がい者(児)やその家族からいろいろな相談を受け、必要な指導や助言などを行っています。

知的障害者相談員

吉田 由美子

TEL080-1979-4505



お問い合わせ

芽室町役場 健康福祉課 障がい福祉係
082-8651 芽室町東2条2丁目14番地
芽室町役場

TEL62-9723 FAX62-0121

メール h-fukushi@memuro.net